



報道関係者各位

エコマーク「合成燃料(バイオディーゼル・GTL 燃料)」の 認定を開始

公益財団法人日本環境協会(所在地:東京都千代田区、理事長:新美 育文)が運営するエコマークは、「合成燃料(バイオディーゼル・GTL 燃料)」を対象とする認定基準を1月5日付で制定し、認定審査の申込受付を開始しましたことを、お知らせいたします。

◇No.165「合成燃料(バイオディーゼル・GTL 燃料) Version1」(新規)について

2050年脱炭素社会の実現のためには、エネルギー消費量の削減、使用するエネルギーの低炭素化、利用エネルギーの転換を総合的に進めていくことが重要とされています。エネルギーの低炭素化としては再生可能エネルギー等の利用、エネルギーの転換としては電化・水素化等を進め、それが困難な領域(長距離・大型貨物車、航空、船舶など)ではバイオ・新燃料の利用が求められています。エコマークでは、電化・水素化等が難しい分野で使用される燃料の環境配慮を進めることを目的として、被代替燃料と比べてライフサイクルでの温室効果ガスの排出量が少なく、省資源と資源循環、有害物質の削減とコントロール、生物多様性の保全などの観点で評価できる燃料を対象とする認定基準の策定を行っています。近年、欧米を中心に廃食用油や植物油などを水素化処理し、軽油とほぼ同等の特性を持つ炭化水素から成る水素化植物油(HVO)の生産が増加していることを踏まえ、油脂から生成した炭化水素から成るバイオディーゼル燃料、およびGTL(Gas to Liquids)燃料を対象とする認定基準を新たに制定しました。

<認定基準のポイント>

①ライフサイクルでの温室効果ガスの排出量が軽油と比較して少ない

②公的な品質規格に適合している

③油脂から生成した炭化水素から成るバイオディーゼル燃料:

廃食用油などの廃棄物、残渣・副産物、または微細藻類由来の油脂の合計質量割合が70%以上、バイオマス原料の持続可能性

GTL 燃料:

燃料使用時の窒素酸化物(NOx)、粒子状物質(PM)の排出量が軽油と比較して少ない

認定基準の詳細:<https://www.ecomark.jp/nintei/165.html>

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階

TEL:03-5829-6284

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格ISO14024「タイプI環境ラベル制度」に基づく認定制度です。

1989年に創設され公益財団法人日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。<https://www.ecomark.jp/>